

表記については、国土交通省の平成 30 年度予算要求の 4 本柱、「Ⅰ被災地の復旧・復興」、「Ⅱ国民の安全・安心の確保」、「Ⅲ生産性の向上と新需要の創出による成長力の強化」、「Ⅳ豊かで活力のある地域づくり」のうちの、Ⅳの（3）「魅力・活力のある地域の形成」において『(a) 空き家対策の推進、空き地や所有者不明土地等の有効活用の推進』が掲げられており、関係各局の予算要求説明書においてその具体的な施策のイメージが示されている。それらの詳細は今後の予算要求・査定を通じて次第に明らかになると考えられるが、今回はとりあえず予算要求説明書に示された概要を紹介する。

（図表）国土交通省が平成 30 年度予算要求として提出した、「空き家対策の推進、空き地や所有者不明土地等の有効利用の推進関連施策」

<p>総括 405 億円（前年度 350 億円）</p>	<p>（記載箇所） Ⅳ（3）「魅力・活力のある地域の形成」、『(a) 空き家対策の推進、空き地や所有者不明土地等の有効活用の推進』</p> <p>（概要） 空き家の利活用や除却、空き地の所有者不明土地等の有効活用の推進により生活環境の維持・向上を図り、魅力・活力ある地域の形成を図る。</p> <p>（内容） ○市町村が行う空き家の活用や除却等の総合的な支援の推進（⇒住宅局） ○空き家対策を市町村と専門家が連携して行うモデル的取組への支援制度の創設（⇒住宅局） ○不動産業団体等による空き家・空き地の流通等の促進、所有者不明土地の活用円滑化（⇒土地・建設産業局） ○住宅団地における良好な居住環境の確保・再生を図る取組への支援制度の創設（⇒住宅局） ○地方公共団体等が行う都市の低未利用地の利用促進の取組に対する支援制度の創設（⇒都市局）</p>
<p>国土政策局 33 百万（前年度 21 百万円）</p>	<p>（記載箇所） 1. 対流促進型国土の形成（2）持続可能な地域社会の形成及び国土管理方策の検討、 ③持続可能な国土管理の推進</p>

	<p>(概要)</p> <p>所有者の所在の把握が難しい土地の活用に関する検討調査</p> <p>(内容)</p> <p>○所有者の所在の把握が難しい土地の活用の前提となる実態把握調査や所有者が保有の意欲を失い権利放棄を望んでいる土地の実態把握調査等を実施</p>
<p>土地・建設産業局</p> <p>1.8 億円（前年度</p> <p>1.2 億円）</p>	<p>(記載箇所)</p> <p>2. 不動産市場の環境整備、(1) 不動産ストックの利活用・流通活性化の推進</p> <p>(概要)</p> <p>本格的な人口減少社会を迎え、有効利用されずに放置される空き家・空き地は増加傾向にあり、その対策は喫緊の政策課題となっている。</p> <p>このような遊休不動産について、空き家・空き地バンク等を活用したマッチング支援等、地域連携や新技術（不動産テック）の活用等による新たな需要の創出や流通促進等を支援する。また、空き地等を地域資源として活用しているような先進的取組への支援やそのノウハウの横展開を行うとともに、所有者不明土地の公共的事業での円滑な活用を促す。これらにより、空き家・空き地の有効利用を促進し、社会全体の生産性向上等を推進する。</p> <p>(内容)</p> <p>○空き家等の流通・活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体等と連携して空き家等の流通促進を図る不動産業団体等によるモデル的な取組を支援</li> <li>・ビッグデータ、人工知能（AI）、IoT 等の新技術（不動産テック）を活用した新たな不動産流通モデルの構築に向け、不動産業団体等による先導的な取組を支援</li> </ul> <p>○空き地等の利用促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の NPO 法人等による空き地の活用（所有者不明土地問題に係る事案を含む）に向けた先進的な取組みへの支援、ノウハウの収集・分析・横展開等の実施</li> <li>・所有者不明土地の公共的利用を可能とする新たな仕組みの実施に向けた周知等</li> </ul>
<p>都市局</p> <p>社会資本整備総合交付金（国費</p> <p>10,484 億円の内数）・都市開発資金貸付金（土地区画整理事業資金融資）</p> <p>5.3 億円（前年度</p> <p>4.3 億円）</p>	<p>(記載箇所)</p> <p>Ⅲ、2、②都市のスポンジ化対策</p> <p>(概要)</p> <p>小規模な土地の入れ替えを可能とする「空間再編にぎわい創出事業（仮称）」を創設し、空き地を集約化し、その有効利用を促進する。</p> <p>(内容)</p> <p>○現行法制度では、区画整理事業は、現地での換地を原則としており、地域で共同利用する土地の確保のための事業は法制度の対象外であるが、空き地の集約化による共同利用用地の確保を可能とするよう制度を拡充する。</p> <p>○これに伴い、予算制度も、小規模な区画整理事業や共同広場等の共同施設整備は交付金・都市開発資金貸付金の融資制度の支援対象外であるが、支援対象に「空間再編にぎわい創出事業」を追加する。</p>

<p>住宅局 ②空き家対策総合支援事業 43 億円（前年度 23 億円）、 ③スマートウェルネス住宅等推進事業 350 億円（前年度 320 億円）</p>	<p>（記載箇所） Ⅲ重要施策のポイント、1 既存住宅の質の向上と流通促進による住宅市場の活性化、 ②空き家対策の強力な推進、③住宅団地における持続可能な居住環境の形成</p> <p>（概要） 急増する空き家について、除却・活用や相談体制の整備等に向けた取り組みを促進するとともに、高齢化等が見込まれる住宅団地における持続可能な居住環境の形成を支援する。</p> <p>（内容） ○空き家対策の強力な推進 ・少子高齢化の進展等により急増する空き家について、壊すべきものは除却し、利用可能なものは活用するとともに、事前に発生を抑制するための取組も併せて進めていくことが必要となっており、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町村において「空家等対策計画」の策定が進んでいることを踏まえ、同計画に基づいて実施される総合的な空き家対策等の一層の推進を図る。 ・また、空き家に関する総合的な相談に対応できる人材の育成や、不動産・建築・金融などの専門家との連携体制によるプラットフォームの構築を図るとともに、空き家の発生抑制などの多様な課題の解決に向けたモデル的な取組に対しても支援を行う。</p> <p>○住宅団地における持続可能な居住環境の形成 良好な居住環境を有するものの急激な高齢化や空き家の発生等が見込まれる住宅団地について、将来にわたり持続可能なまちを形成するため、地方公共団体、民間事業者等から構成される協議会が行う既存ストックを活用した居住環境の確保・再生を図る取り組みを支援する。</p>
--	--

- (注) 1. 平成 30 年度国土交通省「予算概算要求」資料による  
2. 予算要求額は国費ベース（概数）である。

(荒井 俊行)